

第28回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和元年12月26日(木)
午後2時00分～午後3時30分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員会 (6人)

会	長	7番	知念 一義		
委	員	1番	渡久地 真吾	5番	大城 綱徹
		2番	喜納 キミ子	6番	太田 守隆
		3番	高良 久		

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第19号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
議案第137号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
議案第138号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第139号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第140号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第141号	非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長	安里 孝夫
農地担い手支援班長	比嘉 貴哉

7、会議の概要

議長 　ただ今から第28回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 　全員、出席しております。

議長 　事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

　　会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。

議長 　（異議なしの声あり）
異議がございませんので議事録署名員は5番委員と6番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。

　　会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 　議案に入ります。

議長 　報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
事務局より報告をお願いします。

事務局 　報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
上記のことについて、別紙のとおり兩名の合意に基づき貸借契約を解除する
こととしたので農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により
農号委員会へ報告します。

　　1ページ目をお開き下さい。今回の報告件数は2件です。

番号1番 備瀬1968 登記現況共に、畑 面積828㎡
賃貸人:本部町在住A氏
賃借人:本部町在住B氏
解約の理由:両者の合意があったため
添付資料説明

番号2番 石川255 登記現況共に、畑 面積2,015㎡
石川259-1 登記現況共に、畑 面積1,513㎡
石川259-2 登記現況共に、畑 面積582㎡
石川260 登記、宅地 現況、畑 面積485.74㎡ 合計4,595.74㎡
賃貸人:本部町在住C氏
賃借人:本部町在住D氏
解約の理由:農地中間管理事業に切り替えるため。
添付資料説明

　　以上で説明を終わります。

議長 　報告が終わりましたので意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしとのことですので次に進みます。

議長 　議案第137号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
事務局より説明をお願いします。

事務局 　議案第137号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)

上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 備瀬1876 登記現況共に、畑 面積476㎡
譲渡人:本部町在住E氏
譲受人:農地利利用集積化団体F
権利種別:所有権移転
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第137号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第137号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第138号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第138号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 大嘉陽420-4 登記現況共に、畑 面積1,269㎡
大嘉陽421-1 登記現況共に、畑 面積1,719㎡
大嘉陽422-1 登記現況共に、畑 面積4,431㎡ 合計7,419㎡
利用権を設定する者:本部町在住G氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏
利用権の設定期間:11年(使用貸借)
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第138号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第138号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第139号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第139号 農地法第4条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第4条の
規定による許可及び同条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 崎本部402 登記現況共に、畑 面積226㎡
申請人:本部町在住I氏(他3名)
転用目的:駐車場
転用理由:来客用の駐車場の確保のため。
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

1番委員 補足説明します。
説明にあったように自宅の駐車場では、家庭行事などがあった際には確かに
駐車場が不足するように思えました。また周囲も住宅に囲まれており、周辺の農地への
影響も特にないと思われます。
以上で説明を終わります。

議長 1番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第139号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第139号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 大嘉陽420-3 登記現況共に、畑 面積198㎡
譲渡人:本部町在住J氏
譲受人:本部町在住K氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:現在、借家住まいなので自己住宅を建築したいため。
農地区分:第二種農地

番号2番 備瀬318-2 登記現況共に、畑 面積33㎡
譲渡人:那覇市在住L氏
譲受人:南風原町にある株式会社M
転用目的:進入路
転用理由:隣接する備瀬317-1他7筆に建物を建築するための接道確保のため

農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 補足説明します。
番号1番については盛り土がみられましたが、それ以上の工事は許可が下りるまでは進めるべきではないことを申請の時に事務局より説明しているということでした。面積等については適当であると思われます。
番号2番は特に事前着工もなく、事業計画全体の資金証明があるということなので問題はないように思います。

以上で説明を終わります。

議長 6番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第140号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第140号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第141号 非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第141号 非農地証明願について
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数3件です。

番号1番 願出人:名護市在住N氏

申請農地:崎本部2612-1 登記、畑 面積160㎡

崎本部2753 登記、畑 面積176㎡

崎本部2754 登記、畑 面積341㎡ 合計677㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用する事が困難である

所有者:東京都在住O氏

添付資料説明

番号2番 願出人:所有者同

申請農地:浦崎1117-1 登記、畑 面積116㎡

浦崎1117-3 登記、畑 面積100㎡

浦崎1145 登記、畑 面積450㎡

浦崎1155 登記、田 面積237㎡

浦崎1159 登記、畑 面積413㎡ 合計1,316㎡

申請要旨:以前より、農地として利用出来ず、雑草・雑木が生い茂っている。

所有者:本部町在住P氏

添付資料説明

番号3番 願出人:所有者同

申請農地:浦崎1252 登記、畑 面積287㎡

浦崎1254 登記、田 面積197㎡

浦崎1254-1 登記、田 面積187㎡

浦崎1254-2 登記、田 面積240㎡ 合計911㎡

申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しており、畑として利用するのが困難なため。

所有者:本部町在住P氏

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 番号1番は3筆申請があり、崎本部2753,2754は牧草が生えていました。長年放置している農地という感じではありませんでした。崎本部2612-1には、最低でも40年以上前に建てられたようなお墓がありました。非農地証明よりは、現況証明にての対応が適当であると思われました。番号2番は、浦崎1155については、のり面になっていて、使える農地ではありませんでした。しかし、その他の申請農地については、長い間放置されているように見えませんでした。番号3番については、大木もあり、長い間放置されているように思えました。よって、番号1番崎本部2753,2754、番号2番浦崎117-1,117-3,1145,1159、については、否決相当であると思われました。以上で補足説明を終わります。

議長 6番委員ありがとうございました。パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第141号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第141号は可決または否決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 15時30分

議事録署名員 5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

本部町農業委員会会長

会長 知念 一義